

法学部英語教育における 教材としての英語法廷映画*

田 原 博 幸

1. はじめに

学部の専門教育内容につながる英語教育が注目されている。大学の英語教育において、英語科目担当教員の専門分野の英語文献を漫然と読ませていた英語教育が批判され、「特別な目的のための英語」、すなわちEnglish for Specific Purposes (ESP) が意識されるようになってきている。工学分野や医療・看護分野を中心として、学部の英語教育の内容が、単なる教養的な内容の英語教育から、専門教育内容を考慮に入れたものへと変化しつつある（深山2000）。

また、法律関係の英語はESP研究の中でも遅れている分野であり、「法の言葉」や「法廷言語学」の研究が1990年代に世界中で起こったものの、そのテキストブックは2, 3の例を除いて用意されておらず、21世紀はELP (English for Legal Purposes) 関係のテキストブック開発が急務である⁽¹⁾との指摘がある。このように、法律関係の英語は研究がほとんどなされていないのが現状である。

では、法学部教育としてESPを考慮に入れた英語教育とはどのようなものが考えられるであろうか。米国では『12人の怒れる男』（1957年）を始めとして、法廷を描いた映画作品（以後「法廷映画」）が作られ、特に1990年代には法廷映画が多く制作・発表された。映画は娯楽の手段として用いられていることは言うまでもないが、野田、松井（2000）では法廷映画のみならず、多様な映画で扱われている題材について、法律の観点からどのようなことが考えられるか、と

いう視点から、映画を教材としてとらえる試みがなされている。英語表現に注目するものとしては、尾崎 (2004) において、英語が使用されている法廷映画 (以後「英語法廷映画」) が取り上げられ、その中に登場する法律に特徴的な英語表現が紹介されている。このように、英語法廷映画は大人向けの知的好奇心を満たす娯楽の手段にとどまらず、法学部における英語教育の有益な教材としての可能性を秘めている。

しかしながら、尾崎 (2004) では、映画のどこで法律に特徴的な表現が現れているかは示されていない。しかも本稿で明らかにされることであるが、多くの英語法廷映画においては、1つの作品の中で法律に特徴的な英語表現が現れる場面の数は極めて少なく、しかも、その場面の時間は数秒程度のもものがほとんどである。このように、法律に特徴的な英語表現は多くの英語法廷映画にごくわずかず散在しているため、このような表現が現れるのがどの作品のどの時間であるのかを具体的に調査しない限り、英語法廷映画を効率的に活用する授業の実現は極めて困難であるのが現実である。

本稿では、法律に特徴的などのような英語表現がどの英語法廷映画でいつ現れるかを具体的に明らかにし、このような表現を体系的に示すことによって、法学部における英語法廷映画を活用した英語教育において、法律に特徴的な英語表現を体系的に示す効率的な授業の実現が可能になることを示す。

2. 方法

入手できた英語法廷映画を視聴し、法律に特徴的な英語表現が使われている場面の時間、作品名とその英語表現をMicrosoft Excel® に記録した。調査対象となったのは次の9作品である。

原 題	邦 題	制作国	公開年
To Kill a Mockingbird	アラバマ物語	アメリカ	1962
The Verdict	評決	アメリカ	1982
Class Action	訴訟	アメリカ	1990
Presumed Innocent	推定無罪	アメリカ	1990
In the Name of the Father	父の祈りを	イギリス	1993
The Fugitive	逃亡者	アメリカ	1993
The Shawshank Redemption	ショーシャンクの空に	アメリカ	1994
Murder in the First	告発	アメリカ	1995
Rain Maker	レイン・メーカー	アメリカ	1997

表 1：調査対象の英語法廷映画

次に、記録された表現それぞれに対して分類コードを付け、分類コード順に並べ替えることによって分類を行った。

3. 英語法廷映画に現れる法律に特徴的な英語表現

では、法律に特徴的な個々の英語表現を、体系的に、しかもどの英語法廷映画のいつ現れているかを具体的に見てゆく。話者を示す名称については、役の固有名詞ではなく、裁判における役割の名称等によって示すこととする。時間については、本編が開始されてからの経過時間を示す。

3.1. 大陪審

3.1.1. 裁判の前の大陪審の存在

『推定無罪』において、裁判の前に大陪審があることが示されている。

MAN: Grand jury investigation, I should think. And then they...they will or won't indict me. And if they do, there'll be a trial.

男：大陪審の調査をまず考えなければ。それから告訴されるかど

うかということになる。告訴されれば、裁判ということになる。

(【推定無罪】 0:51:36, 拙訳)

3.1.2. 大陪審の場面

【推定無罪】において、大陪審の場面が示されている。

MAN: On the advice of counsel, I decline to answer.

男：弁護人の助言に基づいて、証言を拒否します。

(【推定無罪】 0:59:38, 拙訳)

3.2. 黙秘権

3.2.1. 黙秘権の存在

【推定無罪】では黙秘権があることが示され、「黙秘権を行使する」にあたる英語表現がtake the Fifth Amendmentとtake fiveの2通りで示されている。

MAN: Sandy, you expect me to take the Fifth Amendment?

男：サンディ、私に黙秘権を行使してもらいたいというのか。

(【推定無罪】 0:58:56, 拙訳、下線部筆者)

MAN: But if I take five and refuse to testify before the grand jury, it could destroy my reputation.

男：だが、もし大陪審の前で黙秘権を行使して証言を拒否すれば、私の評判を落とすことになる。

(【推定無罪】 0:59:13, 拙訳、下線部筆者)

3.2.2. 黙秘権の行使

大陪審において黙秘権を行使している場面が【推定無罪】で紹介されている。

MAN: On the advice of counsel, I decline to answer.

男：弁護人の助言に基づいて、証言を拒否します。

（【推定無罪】0:59:38, 拙訳）

3.3. 逮捕

逮捕の際に、法廷で黙秘する権利や、弁護士に相談する権利があり、弁護士を雇う経済的な余裕がなければ、弁護士が選任されて尋問への対応がなされること、いつでも答弁を拒否することが可能であることを伝える文書を読み上げる場面が、【推定無罪】において示されている。

DETECTIVE: Rozat Sabich, you are under arrest. You have the right to remain silent. Anything you say can and will be used against you in a court of law.

SUSPECT: Honey?!

DETECTIVE: You have the right to talk to a lawyer and have him present with you while you are being questioned.

SUSPECT: Barbara!

DETECTIVE: If you cannot afford to hire a lawyer, one will be appointed to represent you before any questioning...if you wish one. You may stop answering questions at any time. Do you understand each of these rights I have explained to you?

刑事：ロザット・サビッチ、あなたを逮捕します。あなたには黙秘権があります。言ったことはどんなことでも法廷で不利に扱われる場合があります。

容疑者：ねえ！

刑事：あなたには弁護士に話して、尋問を受ける際に立ち会わせる権利があります。

容疑者：バーバラ！

刑事：もし弁護士を雇う余裕がない場合、希望すれば、いかなる

尋問の前にも弁護士が選任されることになります。いかなる時でも答えるのを中断しても構いません。説明してきた権利のそれぞれが理解できますか。

(『推定無罪』1:00:01, Pierson (1994:55-56), 拙訳)

3.4. 裁判長決定の抽選

『推定無罪』では、殺人事件裁判の裁判長決定について、黒い箱を回して抽選を行う場面が示されている。

BAILIFF 1: Please draw a name.

BAILIFF 2: Judge Larren Lyttle.

廷吏 1: 名前を引いてください。

廷吏 2: ラレン・リトル判事。(『推定無罪』1:08:16, 拙訳)

3.5. 裁判長に対する呼称

アメリカの法廷映画では、裁判長に対する呼び方は、多くの場合、Your Honorである。

PROSECUTOR: Your Honor, the state now calls Detective Morris Dickerman.

検察官: 裁判長、検察側はモリス・ディッカマン刑事を喚問します。

(『推定無罪』1:30:39, 拙訳)

『推定無罪』では、裁判長をYour Honorと呼んでいた同一人物が、裁判長をJudgeという呼ぶ場面もある。

PROSECUTOR: Judge, may we approach?

検察官: 裁判長、近づいてよろしいでしょうか。

(『推定無罪』1:42:51, 拙訳)

イギリスの英語法廷映画『父の祈りを』では、裁判長の呼称にMy Lordが使われている。アメリカ法廷映画ではYourを使うのと対照的に、イギリス法廷映画ではMyを使う。

COUNSEL: My Lord.

弁護人：裁判長。（『父の祈りを』2:01:56, 拙訳）

3.6. 弁護人に対する呼称

アメリカの英語法廷映画では、弁護人の呼称にはcounselorやcounselが使われている。

JUDGE: Counselor, you may proceed.

裁判長：弁護人、続けてよろしい。（『告発』1:41:16, 拙訳）

JUDGE: As to your motion, counsel,

裁判長：弁護人、君からの動議については……。

（『訴訟』0:04:39, 拙訳）

3.7. 開廷の場面

3.7.1. 開廷の際の儀式的な台詞

開廷の際には、まず廷吏が全員に起立するよう指示し、裁判長が裁判長席に立つと、1) 耳を傾けるよう指示、2) 裁判所が管轄する地区の住民に対する呼び掛け、3) 近づけば申し立てを聞く、4) 神の加護がありますよという祈願の4種類の内容を含む台詞が読み上げられる。表現は作品によって若干の違いがある。

BAILIFF: Hear-ye, hear-ye, hear-ye! All persons having anything to do before the honorable, the justices of Superior Court now sitting at Boston! Within and for the County of Suffolk, draw near, give your attendance and you shall be heard!

God save the Commonwealth of Massachusetts! Be seated.

廷吏：謹聴、謹聴、謹聴。ボストン上位裁判所管轄内の全員に告ぐ。サフォーク郡から出廷する者よ、近づいて注意せよ。さらば申し立てを聴取する。マサチューセッツ州に神のご加護を。着席。

(【評決】1:17:12, 拙訳)

BAILIFF: Oyez, oyez. The Superior Court for the County of Kindle is now in session. The Honorable Larren L. Lyttle, Judge presiding. Draw near and give your attention and you shall be heard. God save the United States and this honorable court.

廷吏：謹聴、謹聴。キンドル郡上位裁判所はただ今開廷されました。裁判長はラレンL. リトル判事。近寄って注意せよ。さらば申し立てを聴取する。アメリカ合衆国と本法廷に神のご加護を。

(【推定無罪】1:12:43, 拙訳)

3.7.2. 事件名の紹介

3.7.2.1. 民事裁判の事件名の紹介

民事事件を題材とする『評決』では、開廷の場面が紹介されている。着席の指示があってから、事件名が私人と私人が対立する形で紹介され、民事裁判であることがわかる。

BAILIFF 1: Be seated.

BAILIFF 2: Deborah Ann Kaye versus St. Catherine Labour Hospital, and Robert S. Towler M.D. and Sheldon F. Marx M.D.

廷吏 1：着席。

廷吏 2：デボラ・アン・ケイに対する聖キャサリン・レイパー病院、ロバートS. タウラー医学博士、シェルドンF. マルクス医学博士事件 (【評決】1:17:48, 拙訳)

3.7.2.2. 刑事裁判の事件名の紹介

刑事裁判の開廷の様子は『推定無罪』で紹介されている。事件名が州と個人の対立という形で紹介されることによって、刑事裁判であることがわかる。

BAILIFF: The people versus Rozat K. Sabich, for trial.

廷吏：州民対ロザット.K サビッチの公判を開始致します。

（『推定無罪』 1:12:43, 拙訳）

3.8. 証拠の提出

『告発』において、証拠資料を提出する場面が紹介されている。

COUSEL: We'd like this to be marked defense exhibit "G."

弁護士：被告側はこれを被告側証拠Gとして提出します。

（『告発』 1:18:51, 拙訳）

3.9. 証人喚問の表現

原告側、被告側とも、「喚問する」を表す表現にはcallを使う。民事裁判でcallを使って原告側が証人喚問を要求する例は『訴訟』で紹介されている。

COUNSEL: Your Honor, plaintiff calls Mr. Michael Grazier.

弁護士：裁判長、原告はマイケル・グレイジャー氏を喚問します。

（『訴訟』 1:33:50, 拙訳）

刑事裁判で被告側弁護士が証人喚問を行う場面は『告発』で紹介されている。

COUNSEL: Your Honor, the defense calls Mr. Henri Young.

弁護士：裁判長、弁護側はヘンリー：ヤング氏を喚問します。

(『告発』 1:37:58, 拙訳)

3.10. 証言前の宣誓

裁判において証人は証言を行う前に、真実を述べることを宣誓する。廷吏が述べる「真実を述べることを誓いますか」にあたる表現は、ほとんどの作品では同じであるが、多少の違いが見られる作品もある。また、多くの作品では、廷吏が証人に対してまず名前を問い、真実を述べることを誓うか確認し、証人が同意してから、廷吏が着席の指示を出している。

BAILIFF: State your name, please.

WITNESS: Katlin Costello Price.

BAILIFF: Do you swear that the evidence you are about to give will be the truth, the whole truth and nothing but the truth, so help you God?

WITNESS: I do.

BAILIFF: Be seated.

廷吏：名前を言ってください。

証人：ケイトリン・コステロ・プライスです。

廷吏：あなたは、これから証言することが真実であり、しかも完全な真実であり、真実以外の何物でもないことを神に誓いますか。

証人：誓います。

廷吏：着席してください。(『評決』 1:49:16, 拙訳)

『アラバマ物語』では、廷吏が証人に対して真実を述べるか確認する表現に若干の違いが見られる。

BAILIFF: Place your hand on the Bible, please. Do you solemnly swear to tell the truth, the whole truth, and nothing but the

truth, so help you God?

WITNESS: I do.

Bailiff: Sit down please.

廷吏：聖書に手を置いてください。あなたは、真実を、しかも完全な真実を、そして真実以外の何物でもないことを証言することを神に厳粛に誓いますか。

証人：誓います。

廷吏：着席してください。（『アラバマ物語』1:11:46, 拙訳）

『訴訟』では、廷吏が証人に真実を述べるか確認し、証人が同意すると、廷吏が証人に着席してから名前を名乗るように指示している。

BAILIFF: Do you swear to tell the truth, the whole truth and nothing but the truth, so help you God?

WITNESS: I do.

BAILIFF: Be seated and state your name.

WITNESS: Michael McKinley Grazier.

廷吏：あなたは、真実を、しかも完全な真実を、そして真実以外の何物でもないことを証言すると神に誓いますか。

証人：誓います。

廷吏：着席して名前を述べてください。

証人：マイケル・マッキンレイ・グレイジャーです。

（『訴訟』1:35:10, 拙訳）

3.11. 証言の裁判記録からの削除要請とそれへの対応

証人尋問、あるいはそれに続いて同じ証人に対して行われる反対尋問において、せっかく自分に有利な証言を証人から引き出すことができても、反対側から裁判記録からの削除を要請される場合があり、裁判長がそれを認めて、裁判記録からの削除を指示する場合がある。

COUNSEL: I'd like the last remark struck from the record.

JUDGE: Strike the last answer.

弁護人：最後の発言は裁判記録から削除してください。

裁判長：最後の回答は削除するように。(『訴訟』1:33:21, 拙訳)

3.12. 質問の撤回

『推定無罪』において、法廷での発言を中断し、撤回する場面が紹介されている。

PROSECUTOR: Do you feel ... Withdrawn.

検事：あなたは……撤回します。(『推定無罪』1:26:25, 拙訳)

3.13. 「異議あり」

3.13.1. 異議申し立ての発言

3.13.1.1. 申し立て理由を述べない場合

異議の申し立て理由を述べずにObjection.と言う場合がかなり多く見られる。

COUNSEL: Objection!

弁護人：異議あり！(『訴訟』1:57:43等多数, 拙訳)

3.13.1.2. 異議申し立ての理由を述べる場合

Objectionと発言した直後に異議申し立ての理由を述べる場合もある。検事や弁護人が異議を申し立てる理由として、無関係な質問をした場合、同じ内容について質問を繰り返した場合、誘導尋問をした場合、暴言を發した場合、不適切な発言をした場合、証人への攻撃的な質問をした場合、議論を挑む発言をした場合、尋問を行う者が証人に答えさせずに自ら答えを述べている場合、結論を求める発言をした場合、証拠の採否について異議を申し立てる場合、証人喚問の要請が不当であると主張する場合の11種類が、調査した範囲の

英語法廷映画において紹介されている。

3.13.1.2.1. 無関係な質問をした場合

調査した範囲では、「質問が無関係である」ことを表す表現は3種類見られる。『告発』では、is immaterialとhas no bearingの2種類の表現が使われている。

PROSECUTOR: Objection, Your Honor. The question is immaterial.

検事：異議あり、裁判長。その質問は無関係です。

（『告発』1:18:59, 拙訳）

PROSECUTOR: Objection, Your Honor. This has no bearing.

検事：異議あり、裁判長。この質問は関係がありません。

（『告発』1:21:29, 拙訳）

『訴訟』では「無関係である」の意味を表す表現としてhas no relevanceが使われている。

COUNSEL: Objection. Dr. Pavel's former research has no relevance here.

弁護士：異議あり。パヴェル博士の以前の調査はここでは関係がありません。（『訴訟』1:31:14, 拙訳）

3.13.1.2.2. 同じ内容について質問を繰り返した場合

『レイン・メーカー』では、同じ内容についての質問を繰り返しているとして異議を申し立てている場面が2箇所紹介されている。最初の例は認められた場合で、次の例は却下されたものである。

COUNSEL: Objection. Repetitious, Your Honor.

JUDGE: Sustained.

弁護士：異議あり。繰り返しです、裁判長。

裁判長：異議を認めます。（『レイン・メーカー』1:20:27, 拙訳）

COUNSEL: Objection, Your Honor. Repetitious.

JUDGE: Overruled.

弁護士：異議あり、裁判長。繰り返しです。

裁判長：却下します。（『レイン・メーカー』1:57:48, 拙訳）

3.13.1.2.3. 誘導尋問

3.13.1.2.3.1. 誘導尋問を容認しない場合

裁判において誘導尋問は容認されない場合が多い。『レイン・メーカー』では、被告側弁護士が連続して3つの質問に対して誘導尋問であることを理由として異議を申し立てている場面が示されている。

COUNSEL: Objection. Leading.

JUDGE: Sustained.

弁護士：異議あり。誘導尋問です。

裁判長：認めます。（『レイン・メーカー』1:18:49, 1:19:01, 拙訳）

COUNSEL: Objection. I'm sorry, Your Honor. Leading.

弁護士：異議あり。申し訳ございません、裁判長。誘導尋問です。

（『レイン・メーカー』1:19:12, 拙訳）

3.13.1.2.3.2. 誘導尋問を容認する場合

『レイン・メーカー』では、反対尋問における誘導尋問を容認し、原告側弁護士が誘導尋問だと指摘する異議申し立てを裁判長が却下する場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection, Your Honor. He is leading the witness.

JUDGE: This is Cross Examination. Leading is allowed. Overruled as to leading.

弁護人：異議あり、裁判長。弁護人は証人に誘導尋問をしています。

裁判長：今は反対尋問です。誘導尋問は許されます。誘導尋問とする異議申し立ては却下します。

（『レイン・メーカー』1:22:10, 拙訳）

3.13.1.2.4. 暴言を発した場合

『レイン・メーカー』において、証人への暴言であるとして異議を申し立てる場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection, Your Honor. This is an outrage.

弁護人：異議あり、裁判長。これは暴言です。

（『レイン・メーカー』0:34:10, 拙訳）

3.13.1.2.5. 不適切な発言をした場合

『訴訟』において、弁護人の発言が不適切であるとして異議を申し立てている場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection, Your Honor! The counsel is way out of line here!

弁護人：異議あり、裁判長。弁護人の発言は全くもって不適切です。

（『訴訟』0:04:05, 拙訳）

3.13.1.2.6. 証人への攻撃的な質問をした場合

『告発』では、質問が証人への攻撃であるとして異議を申し立てる場面が紹介されている。

PROSECUTOR: Objection. He's badgering the witness.

検事：異議あり。弁護人の質問は証人への攻撃です。

(『告発』 1:18:23, 拙訳)

3.13.1.2.7. 議論を挑む発言をした場合

『訴訟』では、議論を挑む質問であると指摘する異議申し立ての場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection! Argumentative.

弁護人：異議あり！議論をふっかけています。

(『訴訟』 1:36:16, 拙訳)

3.13.1.2.8. 尋問を行う者が証人に答えさせず自ら答えを述べている場合

『訴訟』では、反対尋問を行う弁護人が証人に答えさせているのではなく、自分の質問に自ら答えを述べているとして、異議を申し立てる場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection, Your Honor. She's testifying for the witness.

弁護人：異議あり、裁判長。弁護人は証人の代わりに答えています。

(『訴訟』 1:32:10, 拙訳)

3.13.1.2.9. 結論を求める発言をした場合

『訴訟』では、結論を求める発言であるとして異議を申し立てる場面が紹介されている。

COUNSEL: Objection! Calls for conclusion.

弁護人：異議あり。結論を求めています。(『訴訟』 1:29:57, 拙訳)

3.13.1.2.10. 証拠の採否について異議を申し立てる場合

『評決』では、原告側が喚問した証人が、既に裁判に提出されている証拠資料の内容を覆すコピーの資料を証拠として提出しようとしていることに対して、被告側から異議を申し立てる場面が示されている。

COUNSEL: Objection! We can't expect to accept a photocopy when the court already has the original.

弁護士：異議あり！裁判に既に原本が提出されているのに、コピーを受け入れるわけにはゆきません。（『評決』1:54:26, 拙訳）

3.13.1.2.11. 証人喚問の要請が不当であると主張する場合

『訴訟』では、原告側弁護士が被告側弁護人を証人として喚問を要請したことに対し、喚問された被告側弁護士が異議を申し立てる場面が示されている。

PLAINTIFF: Your Honor, plaintiff calls Mr. Michael Grazier.

THE DEFENSE: Objection! This is unsupported.

原告側：裁判長、原告はマイケル・グレイジャー氏を喚問します。

被告側：異議あり！これは認められることではありません。

（『訴訟』1:33:50, 拙訳）

3.13.2. 異議の申し立てに続く発言

3.13.2.1. 異議申し立てを認める発言

Objection.という異議申し立てに対して、これを認めるSustained.という発言をする場面は多くの法廷映画に見られる。

COUNSEL: Objection.

JUDGE: Sustained. Yes. The witness will confine his testimony to review of the hospital records.

弁護士：異議あり。

裁判長：認めます。そうです。証人は証言内容を病院の記録について述べることに留めてください。（『評決』1:22:50, 拙訳）

3.13.2.2. 異議申し立てを認めない発言

Objection. という異議申し立てを却下する Overruled. という発言をする場面も、多くの法廷映画で見られる。

3.13.2.2.1. 却下の理由を示さない場合

Objection. (異議あり) という異議申し立てに対し、理由を述べずに Overruled. (却下します) と却下する場面は、多くの英語法廷映画において数多く見られる。

COUNSEL: Objection!

JUDGE: Overruled.

弁護士：異議あり！

裁判長：却下します。（『訴訟』1:57:43, 拙訳）

『レイン・メーカー』では Objection overruled. という表現も見られる。

JUDGE: Objection overruled.

裁判長：異議を却下します。（『レイン・メーカー』1:40:28, 拙訳）

3.13.2.2.2. 却下する理由を付け加える場合

Objection. (異議あり) という異議申し立てに対して、Overruled. (却下します) と判断を示し、その理由を述べる場面も多くの英語法廷映画に見られる。

JUDGE: Overruled. I think, without the report, that doctor's memory is relevant. I'm going to allow this line of questioning.

裁判長：却下します。報告書がないのだから、博士の記憶力は関係ある質問だと私は思います。私はこの方針の質問を容認します。

（『訴訟』1:32:28, 拙訳）

3.13.2.3. 異議申し立てを認めない発言に対して抗議する表現

Objection.と言う異議申し立てを却下するOverruled.という発言に対して、Exception.（抗議します。）と抗議する場面は、『評決』において2箇所で紹介されている。最初の場面は弁護人が力強く異議を申し立て、却下されても強く抗議しているが、2回目は半ばあきらめ気味に異議を申し立てて、却下され、抗議を表明してはいる場面である。

COUNSEL: Objection!

JUDGE: Overruled!

COUNSEL: Exception!

弁護人：異議あり！

裁判長：却下します！

弁護人：抗議します！（『評決』1:57:43, 拙訳）

COUNSEL: Objection.

JUDGE: Overruled!

COUNSEL: Exception.

弁護人：異議あり。

裁判長：却下します！

弁護人：抗議します。（『評決』1:58:40, 拙訳）

3.13.2.4. “Exception” に対処する発言

『評決』では、Objection.と言う異議申し立てを却下するOverruled.

という発言に対する、弁護人のException. (抗議します。) という抗議の発言に対し、裁判長が裁判記録に残すように指示するNoted. という発言に続き、Thank you.と述べる場面が2箇所で紹介されている。

COUNSEL: Objection!

JUDGE: Overruled!

COUNSEL: Exception!

JUDGE: Noted. Thank you.

弁護人：異議あり！

裁判長：却下します！

弁護人：抗議します！

裁判長：記録を。ありがとう。（『評決』1:57:43, 拙訳）

COUNSEL: Objection.

JUDGE: Overruled!

COUNSEL: Exception.

JUDGE: Noted. Thank you.

弁護人：異議あり。

裁判長：却下します！

弁護人：抗議します。

裁判長：記録を。ありがとう。（『評決』1:58:40, 拙訳）

3.14. 反対尋問開始を促す発言

裁判においては、自分が立証したいことを知る人を喚問し、法廷で尋問し、これに答えてもらう形で証言してもらうことによって、論点を証拠立てることになるが、自分の側の質問が終わったら、次は同じ証人に対して反対側からの反対尋問（Cross-examination）が行われる。「喚問されたこの証人は、今度は反対側の立場のあなたの側の証人にもなり得る。」という趣旨のYour witness.を述べるこ

とにより、反対尋問開始を促している場面が『訴訟』で紹介されている。

JUDGE: Your witness, Miss Ward.

裁判長：ウォードさん、反対尋問を。（『訴訟』1:30:23, 拙訳）

3.15. 裁判長への接近

裁判記録に残る法廷での公式の発言を控え、民事裁判の場合は裁判長、原告側、被告側、刑事裁判では裁判長、検察側、被告側弁護人の三者が裁判長席の近くで小声で協議する場合があります、法廷映画ではこの場面も示されている。

3.15.1. 裁判長への接近許可要請

原告側か被告側、あるいは検察側か被告側弁護人のいずれかが裁判長と協議するために、裁判長に近づく許可を要請する場面がいくつかの法廷映画で示されている。裁判長席を表すthe benchを言う場合と省略する場合が見られる。

COUNSEL: Objection, Your Honor. May I approach the bench?

弁護士：異議あり、裁判長。裁判長席に近づいてよろしいでしょうか。（『レイン・メーカー』1:44:07, 拙訳）

COUNSEL: Your Honor.

JUDGE: Mr. Quinn?

COUNSEL: May we approach?

弁護士：裁判長。

裁判長：クイン君、何ですか。

弁護士：近づいてよろしいでしょうか。（『訴訟』1:40:34, 拙訳）

3.15.2. 裁判長が双方に対して近づくように指示する場合

『告発』では、裁判長が検察側、被告側双方に近づくように指示する場面が示されている。

JUDGE: Counselors, approach the bench.

裁判長：双方共、裁判長席へ。（『告発』1:40:06, 拙訳）

3.16. 休廷

裁判を中断し、裁判長、原告側、被告側、あるいは裁判長、検察側、被告側弁護人が裁判官の控室（chambers）に場所を移して協議するため、一時的に休廷する場合がある。

3.16.1. 裁判長が休廷宣言する場合

『訴訟』では、裁判長が休廷宣言する場面が示されている。

JUDGE: I want you all in my chambers now. Recess.

裁判長：双方共、今、私の控室へ。休廷。（『訴訟』1:34:01, 拙訳）

3.16.2. 廷吏が休廷宣言する場合

『評決』では、裁判長、原告側弁護人、被告側弁護人の三者が協議するため、廷吏が午後1時まで休廷する宣言を行う場面が示されている。

BAILIFF: All rise. Court is adjourned until one o'clock.

廷吏：全員起立。裁判は1時まで閉廷します。

（『評決』1:24:48, 拙訳）

3.17. 審理の再開

『推定無罪』では審理の再開に際し、全員起立させ、裁判長の名前を紹介している場面が示されている。

BAILIFF: All rise. This court is now in session. Judge Larren Lyttle presiding.

廷吏：全員起立。ただ今開廷します。裁判長はラレン・リトル判事。
（『推定無罪』1:36:13, 拙訳）

3.18. 評決

3.18.1. 評決に達したか否かの確認

陪審員による評決の発表に先立ち、裁判長が陪審員に対して評決に達したか否かの確認を行う場合がある。

JUDGE: Have you reached a verdict?

JURY: We have, Your Honor.

裁判長：評決に達しましたか。

陪審員：はい、裁判長。（『評決』2:04:00, 拙訳）

3.18.2. 評決発表の指示

『告発』では、裁判長が陪審員に対して評決に達したか否かの確認を特に行わずに、評決を発表するように指示する場面が示されている。

Judge: The Court is now in session. Ladies and Gentlemen of the jury, how do you find?

裁判長：ただ今開廷します。陪審員の皆さん、どう思いますか。

（『告発』1:52:21, 拙訳）

3.18.3. 原告側勝訴の評決

『評決』では、陪審員が原告の訴えを認め、被告側の主張を退ける評決を発表する場面が示されている。

JURY: Your Honor, we have agreed to hold for the plaintiff, Deborah Anne Kaye and against St. Catherine Laboure, Doctors Towler and Marx.

陪審員：裁判長、私たちは原告デボラ・アン・ケイの訴えを認め、聖キャサリン・レイバー病院、タウラー、マルクス両医学博士の訴えを退けることで合意しました。（『評決』2:04:00, 拙訳）

3.18.4. 有罪の評決発表

『父の祈りを』では、起訴どおり有罪とする評決が下される場面が示されている。

JUDGE: How do you find the defendants?

JURY: Guilty as charged.

裁判長：被告をどう思いますか。

陪審員：起訴どおり、有罪です。（『父の祈りを』1:03:40, 拙訳）

3.18.5. 第1級殺人では無罪、過失致死では有罪の評決

『告発』では、裁判長が審理の再開を宣言し、陪審員に評決を発表するよう促し、廷吏が被告側を起立させて陪審員の方を向かせると、第1級殺人では無罪、過失致死では有罪の評決が発表される場面が示されている。

JUDGE: The court is now in session. Ladies and Gentlemen of the jury, how do you find?

BAILIFF: The Defendant, all rise.

JURY: We, the jury, find the defendant, Henri Young not guilty of murder in the first-degree and guilty only of involuntary manslaughter.

裁判長：開廷します。陪審員の皆さん、どう思いますか。

廷吏：被告側、全員起立。

陪審員：私たち陪審員は被告ヘンリー・ヤングを、第1級殺人では無罪とし、過失致死についてのみ有罪と判断します。

（『告発』 1:47:22, 拙訳）

3.19. 有罪判決の申し渡し

3.19.1. 懲役刑の申し渡し

3.19.1.1. 有期懲役刑の申し渡し

『父の祈りを』では、複数の被告人に対して有期懲役刑を申し渡す場面が示されている。

JUDGE: I recommend you serve 14 years. Giuseppe Conlon, 12 years.

裁判長：あなたには懲役14年を言い渡します。ジュセッペ・コンロン被告、あなたは懲役12年です。（『父の祈りを』 1:05:22, 拙訳）

3.19.1.2. 終身刑の申し渡し

『ショーシャンクの空に』では、裁判長が終身刑の判決を宣告する場面が示されている。

JUDGE: By the power vested in me by the State of Maine, I hereby order you to serve two life sentences, back to back, one for each of your victims. So be it.

裁判長：メイン州から授与された権限により、ここに終身刑連続2回に服すことを命じます。犠牲者1人につき1回です。以上。

（『ショーシャンクの空に』 0:05:47, 拙訳）

3.19.1.3. 死刑の申し渡し

『逃亡者』では、裁判長が注射による死刑判決を申し渡す場面が示されている。

JUDGE: Mr. Kimble, having considered all the facts and aggravation and mitigation in this case, and found the offense was brutal and indicative of wanton cruelty, it's judge of this court that you should be remanded to the state's penitentiary of Illinois State where you will await execution by lethal injection on a date to be set forth by the State Attorney State General. May God have mercy on your soul.

裁判長：キンブルさん。本件の事実、重大性、刑の軽減の余地を考慮に入れても、犯行は残忍極まりないものであり、イリノイ州刑務所に再拘留し、そこで決定される日に薬物注射による死刑に処する。あなたの魂に神のご加護を。(『逃亡者』0:12:08, 拙訳)

3.20. 釈放申し渡し

『推定無罪』では、裁判長が被告人の釈放を申し渡す場面が示されている。

JUDGE: Mr. Sabich, you are discharged, sir.

裁判長：サビッチさん、あなたを釈放します。

(『推定無罪』1:47:40, 拙訳)

3.21. 公訴棄却宣言

『推定無罪』では、公訴棄却の宣言を行う場面が示されている。

JUDGE: Case dismissed.

裁判長：本件を棄却する。(『推定無罪』1:48:06, 拙訳)

3.22. 裁判の終了宣言

『告発』では、裁判の終了宣言の場面が示されている。

Judge: This trial is concluded.

裁判長：本裁判を終了する。（『告発』1:48:28, 拙訳）

3.23. 被告人の刑務所への再拘留の指示

『告発』では、裁判長が裁判の終了宣言を行った後、被告人を刑務所に再拘留するように指示する場面が示されている。

BAILIFF: All rise. The defendant is remanded to the custody of the Warden of Alcatraz.

廷吏：全員起立。被告はアルカトラズ刑務所に再拘留する。

（『告発』1:48:30, 拙訳）

4. 結果と考察

4.1. 結果

3節で観察した項目を表にまとめると、次のようになる。まずは、異議の申し立ての前までの範囲で観察することとする。

民事／刑事	民 事			刑 事					
作品略称	評	訴	レ	ア	推	逃	父	シ	告
大陪審の存在					○				
大陪審の場面					○				
黙秘権の存在					○				
黙秘権の行使					○				
逮捕						○			
裁判長決定抽選					○				
裁判長に対する呼称	○	○	○	○	○		○		○
弁護人に対する呼称	○	○	○	○	○		○		○
開廷の儀式的台詞	○				○				
事件名紹介	○				○				
証拠の提出					○				○
証人喚問	○	○			○				○
証言前の宣誓	○	○		○					○
質問の撤回					○				

注

【評】：【評決】

【ア】：【アラバマ物語】

【父】：【父の祈りを】

【訴】：【訴訟】

【推】：【推定無罪】

【シ】：【ショーシャンクの空に】

【レ】：【レイン・メーカー】

【逃】：【逃亡者】

【告】：【告発】

表2：法律に特徴的な英語表現の作品別分布（その1）

『評決』、『訴訟』、『レイン・メーカー』は民事裁判を題材とし、『アラバマ物語』、『推定無罪』、『逃亡者』、『父の祈りを』、『ショーシャンクの空に』、『告発』は刑事裁判を題材としたものである。

異議の申し立ての前までの範囲で見ると、法律に特徴的な英語表現は刑事裁判を題材とした『推定無罪』でほとんどの表現が現れているが、刑事事件を題材としていても他の作品ではほとんど現れていないことがわかる。

次に、Objection. という発言に伴う場面について注目してみる。

民事／刑事	民 事		刑 事				
	評 訴	レ ア	推 逃	父	シ	告	
作品略称							
異議あり (申し立て理由なし)	○	○		○			○
異議あり (無関係な質問)		○					○
異議あり (繰り返し)			○				
異議あり (誘導尋問容認せず)			○				
異議あり (誘導尋問容認)			○				
異議あり (暴言)			○				
異議あり (不適切な発言)		○					
異議あり (攻撃的発言)							○
異議あり (議論を挑む発言)		○					
異議あり (結論を求めている)		○					
異議あり (証人に答えさせていない)		○					
異議あり (証拠の採否)	○						
異議あり (証人喚問要請が不当)		○					

注

「評」：『評決』 「ア」：『アラバマ物語』 「父」：『父の祈りを』
「訴」：『訴訟』 「推」：『推定無罪』 「シ」：『ショーシャンクの空に』
「レ」：『レイン・メーカー』 「逃」：『逃亡者』 「告」：『告発』

表 3：法律に特徴的な英語表現の作品別分布 (その 2)

Objection. に続くやりとりを絞ってみると、先ほどの範囲で圧倒的に多かった『推定無罪』では、法律に特徴的な表現はほとんど現れていない。『訴訟』の次に『レイン・メーカー』、『告発』と続くが、『訴訟』の 7 項目の半分程度である。Objection. に続く法律に特徴的な英語表現、つまり、法廷での双方のやり取りは、英語法廷映画とはいえ、描かれている作品は非常に少ないことがわかる。

次に、評決や判決申し渡しの前までの段階の範囲に注目して
 こととする。

民事／刑事	民 事		刑 事						
	評	訴	レ	ア	推	逃	父	シ	告
作品略称									
異議申し立てを認める	○		○						
異議申し立てを認めない	○	○	○						○
異議申し立て却下への抗議	○								○
異議申し立て却下への抗議への対応	○								
反対尋問を促す発言	○	○							
裁判記録からの削除要請			○						
裁判記録からの削除の指示			○						
裁判長への接近許可要請			○	○		○			
裁判長からの接近要請									○
休廷宣言（裁判長）			○						
休廷宣言（廷吏）	○								○
審理の再開					○	○			○

注

「評」：『評決』

「ア」：『アラバマ物語』

「父」：『父の祈りを』

「訴」：『訴訟』

「推」：『推定無罪』

「シ」：『ショーシャンクの空に』

「レ」：『レイン・メーカー』

「逃」：『逃亡者』

「告」：『告発』

表4：法律に特徴的な英語表現の作品別分布（その3）

この範囲では、民事裁判では『訴訟』と『評決』が同数であるが、Objection.に続くやりとりでは『評決』が他を圧倒している。刑事事件では『告発』で、法律に特徴的な表現が多く使われてはいるものの、5項目に過ぎず、この範囲の項目数の半数にも満たない。この範囲でも、英語法廷映画とは言え、法律に特徴的な英語表現の出現は偏りが大きく、しかも少ない。

最後に、裁判の結果、つまり評決や判決の申し渡し以後の範囲について見てみることにする。

民事／刑事	民 事			刑 事			
	評 決	レ	ア	推 逃	父	シ	告
作品略称							
評決に達したかの確認	○						
評決発表の指示							○
原告側勝訴の評決	○						
第1級殺人無罪、過失致死有罪							○
有期懲役刑申し渡し						○	
終身刑申し渡し						○	
死刑申し渡し					○		
釈放申し渡し				○			
公訴棄却宣言				○			
裁判の終了宣言							○
刑務所への再拘留指示							○

注

「評」：【評決】 「ア」：【アラバマ物語】 「父」：【父の祈りを】
 「訴」：【訴訟】 「推」：【推定無罪】 「シ」：【ショーシャンクの空に】
 「レ」：【レイン・メーカー】 「逃」：【逃亡者】 「告」：【告発】

表5：法律に特徴的な英語表現の作品別分布（その4）

この範囲は裁判での結果に相当する範囲であるため、法廷を舞台として何らかの結果を明確に描く作品がほとんどであるということがわかる。もちろん、裁判になっても、和解という形で終わる場合もある。ここでも、法律に特徴的な英語表現はわずかず散在していることがわかる。

4.2. 考察

以上のことから、法律に特徴的な表現を網羅している英語法廷映画は1つもなく、1つの英語法廷映画の中でそのような表現が使われていても、使われているのはごくわずかであることが明らかになった。これにより有効な教材としての可能性を秘めた英語法廷映画を活用した英語授業の実施が極めて困難な理由の一つが明らかになったといえよう。それは、英語法廷映画を何か1つ選んだとしても、法律に特徴的な表現が使われる場面、いわば「授業で使える場面」はごくわずかに過ぎないからである。

では、「法律に特徴的な英語表現に注目するという観点からすれば、

どの作品を選ぶべきか」という疑問が浮かんで来るであろう。この問いに対しては、開廷、裁判の経過、裁判の結果の3点が含まれているという面から、民事裁判なら『評決』、刑事裁判なら『推定無罪』ということになるであろう。換言すれば、『評決』と『推定無罪』が法律に特徴的な英語表現が多く含まれている「効率的な作品」であることに気付かなければ、「授業に使える場面」が極めて少ないため、映像を利用する効果は極めて薄くなる可能性が高いのである。

英語法廷映画には、英語表現以外にも学べる点があることも明らかになった。それは、『推定無罪』において、裁判の手続きの前に大陪審があるという、裁判に関わる手続きの面と、逮捕の際には黙秘権などの権利があることを通告されるという点、さらに、刑事裁判の裁判官の決定が抽選で行われるという3点である。

今後の課題としては、調査対象の英語法廷映画を増やすことにより、法律に特徴的な新たな英語表現を見つけることができる可能性がある。また、本稿で指摘した法律に特徴的な英語表現を別の作品の中で見つけて関連付けておくことにより、授業で説明を終えた場面と似た場面を別の作品で見せることにより、字幕や解説がなくてもわかるという機会を授業において提供できる可能性が生まれる。

5. 終わりに

本稿では、法律に特徴的な英語表現のそれぞれが具体的にどの英語法廷映画のどの時間に現れるかを明らかにした。さらに、それらの表現を複数の英語法廷映画について横断的・体系的に分類し、法廷などで使われる法律関係の英語表現の統一性と多様性をも示すことができた。

映画はフィクションとはいえ、法廷映画作品は法律の素人によるものではなく、弁護士などの現役の法曹や法曹経験者により書かれたものである場合が多いので、使われている英語表現についての信憑性が高いと言えよう。特に法廷での激しいやりとりが他の作品に

抜きん出て詳しく描かれていると感じられる『評決』、『訴訟』、『推定無罪』の3作品はいずれも法曹経験者によるものであり、経験者ならではの知識が反映されていることは、本稿の4節のデータによって客観的にも明らかとなった。法廷は公開されているとはいえ、英米の法廷で交わされるやりとりの記録の入手は困難である。しかしながら、映画は多くの人々にとって入手可能な研究データとすることもできるのであり、検証可能な科学の研究対象としてふさわしいと言える。従って、本稿の具体的なデータは、ESP研究の中でも遅れをとっている「法律関係の英語」、「法廷言語学」の基礎研究資料としての位置づけも可能と言えよう。

本研究によって、英語法廷映画は法学部英語教育における教材としての可能性があるものの、法律に特徴的な表現が使われている場面が詳しく描かれているものもごく一部にはあるが、大部分の作品についてはそのような場面は非常に少なく、偏りがあることも判明した。しかしながら、それらの表現が具体的にどの作品のどの時間に現れるかも明らかになったので、該当する作品を入手することができれば、英語法廷映画を活用した法学部英語教育において、法律に特徴的な英語表現を、英語法廷映画の映像を活用しながら体系的かつ豊富に示す効率的な授業を実施することが可能になると言えよう。

今後も他の英語法廷映画について同様の調査を進めることにより、法律に特徴的な英語表現の種類を増やし、同じ表現を他の作品でも見ることによって、字幕を見ないで英語法廷映画を理解する体験ができる法学部の専門教育内容を踏まえたESPとしての英語授業の内容がさらに充実することや、ESP研究の中でも遅れている「法廷言語学」の研究の推進が期待される。

注

* 本稿は、札幌大学法学部における専門科目「法・政英語コミュニケーション」の実施に伴う調査に基づくものである。同科目が法律だけでなく、政治をも対象としているのは、政治学がご専門の故鈴木礼暁先生のご提案によるものである。言うまでもなく、政治学は法の制定過程に関わる政治を研究対象とする、法学部における重要科目であり、鈴木先生のご提案により、法律を扱う映画のみならず、政治を対象とした映像を教材として扱うことによって同科目の内容が多様化・充実し、同科目では、授業評価などにおいて受講生から法律・政治・英語に対する関心が深まったという声が多く聞かれる。この場をお借りして故鈴木礼暁先生にお礼申し上げると共に、先生のご冥福をお祈りする次第である。

- (1) 深山（編）（2000）p.37. なお、この部分は英国ウォーリック大学のMeriel Bloor氏による「『世界のESP』の歴史」についての原稿の内容を要約したものとのものである。

参考文献

- 石田佳治（1997）『シネマdeロー』、東京リーガルマインド
尾崎哲夫（2004）『映画で覚えるとおきの英語〔法廷・社会派シネマ編〕』、自由国民社
野田進、松井茂記（編）（2000）『シネマで法学』、有斐閣
深山晶子編（2000）『ESPの理論と実践：これで日本の英語教育が変わる』、三修社
Manet, D., 池下裕次（1995）『評決』外国映画英語シナリオスクリーンプレイ・シリーズ、フォーインクリエイティブプロダクツ
Pierson, F., Pakula, A. J.（1994）『推定無罪』名作映画完全セリフ集スクリーンプレイ・シリーズ、スクリーンプレイ出版